

# バイオメカニズム学会誌への寄稿について

(1977年8月実施) (2019年5月改訂第20版)

## 1. 寄稿者

原則として本会会員に限ります。特に「研究」「ショートペーパー」論文は少なくとも著者の1人が本会会員であることを要します。

## 2. 倫理規定

ヒトを対象とする研究は、ヘルシンキ宣言の趣旨にのっとり、全参加者よりインフォームド・コンセントを得ている必要があります(所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ている事)。また動物実験は各所属機関の規定にしたがい、適切に対応されている必要があります。これに関して本文中に記述してください。

(例文) 研究はヘルシンキ宣言に則り、被験者のインフォームド・コンセントを得て行った。また(所属施設)の(倫理委員会)の承認を得た。

なお、ヘルシンキ宣言の全文が学会誌24巻、3号に記載されています。また、日本医師会による和訳が下記のWebページに記載されています。

<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html> (2015年現在)

## 3. 著作権

会員の権利保護のために、掲載された原稿の著作権は本会に属するものとします。また、第三者から著作物の利用許諾の要請があった場合(インターネット上等での電子的公開を含む)、本学会理事会において審議し適当と認めたものについて、要請に応じることに同意したものとします。

他者に著作権が帰属する資料(本文、図表)を引用の範囲を越えて使用するときは、著者がその許可申請手続きを行って下さい。

著者が著者自身の著作物の全文、または一部を複製、翻案、翻訳する場合は、本会に異議の申し立てなどの妨げをしません。ただし、著者自身でも、出版された著作物全文を複製の形で他の著作物に利用する場合は、出所を明示することとします。

著作権については、公益社団法人著作権情報センターをご参照下さい。<http://www.cric.or.jp/> (2015年現在)

## 4. 著者の責任

寄稿した原稿については、共著者の全員が原稿の作成に関与し、内容について責任を有していることが必要です。

## 5. 寄稿の種類と内容

寄稿の内容はバイオメカニズムに関係したものとします。寄稿の種類には「研究」「ショートペーパー」「報告」「投稿解説」があり、それぞれの区分は以下の通りです。これらの区分に含まれないものにつきましては、学会事務局にお問い合わせください。本会誌の読者は医学・工学などの自然科学の広い分野に属しているので、あまり専門的な知識を持っていない読者にも大略の理解ができるよう配慮して下さい。

### 5.1 「研究」

バイオメカニズムおよびこれに関連する分野の学術上および技術上価値ある新しい研究成果を記述した原著論文。査読有。査読では、新規性、有用性を評価。

### 5.2 「ショートペーパー」

前掲「研究」とするほどまとまった形ではないが、新規性があり、これだけでも早く発表する価値のある原著論文。査読有。査読では新規性を主に評価。

### 5.3 「報告」

バイオメカニズムの分野に関連する技術的、事例的、臨床的な問題についての調査・実験などの有用な結果を記述した原著論文。査読有。査読では有用性を主に評価。

### 5.4 「投稿解説」

バイオメカニズムの分野に関する新しい事項、他の分野との境界の問題など、多数の会員にとって未知であり、これを知らせることの意義のある記事。査読無(内容および表現上の確認のみ)。

## 6. 原稿の送付

バイオメカニズム学会誌では、電子投稿システムを採用しており、オンラインでいつでも投稿可能です。寄稿希望者は、原稿をPDF形式に変換し下記URLから投稿を行って下さい。(執筆のしおりを参照)

<https://revplus.sobim.jp/login>

電子投稿システムをはじめて利用する場合は、下記URLからユーザー登録を行って下さい。

<https://revplus.sobim.jp/signup>

投稿が完了した日を原稿受付日として誌上に明記します。なお、著しく執筆要項を逸脱したものは事務的に返却し、形式が整った時点を受付日とします。

その他につきましては事務局までお問い合わせ下さい。

## 7. 寄稿の採否

寄稿の採否は、査読規定に従い本誌編集委員会が決定します。場合により著者に内容の追加あるいは短縮を求めることがあります。また、著者に承認を求めたうえで寄稿の種類を変更することがあります。

## 8. その他

(1) 「研究」は、学会賞表彰規定にもとづき、論文賞の対象になります。

(2) 寄稿が採用された場合、規定の論文掲載料が必要です。詳細は「執筆のしおり」をご覧ください。ただし、本会より執筆を依頼したのものについてはこの限りではありません。

(3) 執筆にあたっては、「執筆のしおり」を参照し、それに従って下さい。

寄稿についてのどんなご質問でも、気軽に学会事務局にお問い合わせ下さい。